

第1章. 冒頭規定・一般的定義章

1. 冒頭規定・一般的定義章の概要

1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第24条及びサービスの貿易に関する一般協定（GATS）第5条の規定に適合する自由貿易地域の設定、他の国際約束との関係並びに本協定における用語の一般的定義について規定。

2. 主要条文の概要

○自由貿易地域の設定（第1. 1条）

締約国は、1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第24条及びサービスの貿易に関する一般協定（GATS）第5条の規定に適合する自由貿易地域を設定する旨を規定。

○他の協定との関係（第1. 2条）

締約国は、全ての締約国が締結している既存の国際協定（WTO協定を含む。）に関し、締約国相互の間の権利及び義務を確認する旨、自国及び少なくとも他の一の締約国が締結している既存の国際協定に関し、当該他の締約国に対する権利及び義務を確認する旨並びに締約国が、本協定の規定が自国及び少なくとも他の一の締約国が締結している他の協定の規定に反すると信ずる場合において、当該締約国が要請するときは、関係する締約国は、相互に満足すべき解決を得るために協議する旨を規定。

○一般的定義（第1. 3条）

本協定における用語の一般的定義について規定。

○附属書

本協定における用語の国別定義について規定。